

(写)

千労発基 0704 第 1 号
令和 6 年 7 月 4 日

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤 克之助 殿

千葉労働局長

岩野 剛

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、千葉県最低賃金（昭和 55 年千葉労働基準局最低賃金公示第 7 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

なお、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮していただくよう、併せてお願いする。